

特殊車両通行規制のお知らせ

墨田区内の特別区道に架かる橋梁については、地盤沈下の影響、計画量を超えた交通の重量化などから、耐久力の不足、形状変形、老朽化が認められるため重量制限を設けています。

道路情報便覧の規制が漏れているため、皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、迂回等のご協力をお願いいたします。

規制内容 重量20tを超える車両の通行禁止。

規制対象橋梁 **東武橋** (採択路線 墨田区特別区道 墨111号)

墨田区業平一丁目17番先から墨田区押上一丁目1番先

新辻橋 (採択路線 墨田区特別区道 墨111号)

墨田区江東橋五丁目11番先から墨田区江東橋一丁目2番先

横川橋 (採択路線 墨田区特別区道 墨105号)

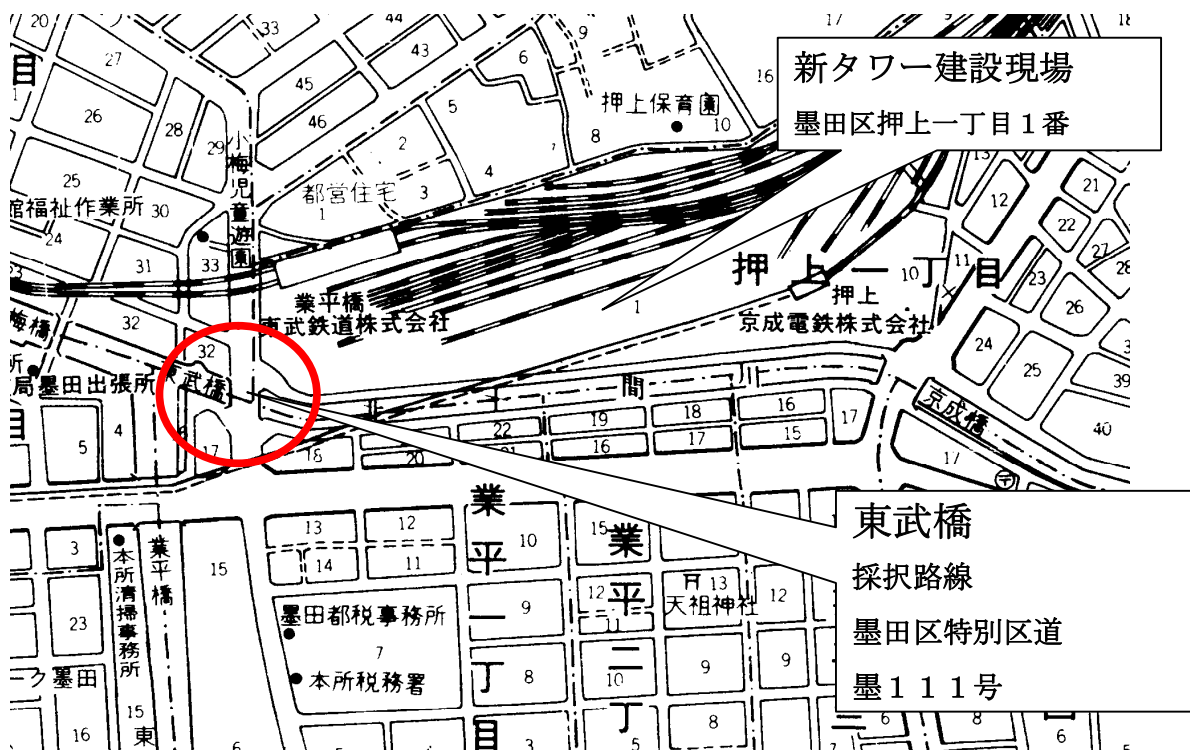
墨田区本所四丁目8番先から墨田区横川一丁目15番先

採択路線 墨田区特別区道 墨111号路線
(墨田区向島三丁目1番先から墨田区江東橋五丁目2番先まで)
墨田区特別区道 墨105号路線
(墨田区本所一丁目20番先から墨田区横川三丁目10番先まで)

その他 別図参照

問い合わせ先 墨田区都市整備部 土木管理課 占用担当
電話 03-5608-6282

東武橋



新辻橋



横川橋



新タワー建設現場
墨田区押上一丁目1番

横川橋
採択路線
墨田区特別区道
墨105号